

～ 国際研修 ～

第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

第1 はじめに

2015年9月7日（月）から同月18日（金）まで（移動日を含む。），ソー・ダニー（So Dany）司法省総務部副部長を団長とする研修員16名¹を対象に，第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本研修は，2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」²の一環である。

このプロジェクトでは，従来から，主として，カンボジア民法に関する要件事実の理解と実践的な運用を中心に本邦研修を実施してきたところ，前回及び前々回（第5回，第6回）の本邦研修³では，カンボジア側の関心が高い分野の中から合計8つの紛争類型（金銭消費貸借，賃貸借，交通事故，離婚，所有権移転登記請求，所有権移転登記抹消登記請求，離婚に伴う財産分割，相続に伴う遺産分割）を取り上げ，各出題事例について，研修員による訴状及び答弁書の起案，講師による講評を実施した。

本研修では，上記出題事例の中から，「金銭消費貸借」「交通事故」「所有権移転登記抹消登記請求」を取り上げ，仮差押や仮処分の申立書の起案，本案訴訟における原告及び被告の準備書面の起案をしてもらうことにした。各事例については，関連する民事保全手続や要件事実等を当部教官が説明し，各起案については，南敏文弁護士（元裁判官）に講評していただいた。

なお，次回以降の本邦研修では，本研修で取り上げた出題事例を基に，争点について事実認定を要する判決書の起案等を実施し，保全申立てから判決書までの各種書面

¹ 研修員は，司法省（MOJ：Ministry of Justice），王立司法学院（RAJP：Royal Academy for Judicial Professions），弁護士会（BAKC：Bar Association of the Kingdom of Cambodia），王立法律経済大学（RULE：Royal University of Law and Economics）の4機関から選出された。

詳しくは，別紙1（研修員名簿）のとおり。

² カンボジアにおける法整備支援プロジェクトの詳細は，既刊のICDNEWS各号及び国際協力部ホームページ内の「カンボジア」（http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html），JICAホームページ内の「プロジェクト概要」（<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/014/outline/index.html>）等を参照されたい。

³ 前回及び前々回の本邦研修の概要については，ICD NEWS第62号「第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」，同63号「第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」を参照されたい。

について一貫性のある記載例の作成を予定している。

第2 研修内容

研修内容の概要是、別紙日程表⁴のとおりであるが、以下、いくつか取り上げて紹介したい。

1 訪問

(1) 群馬弁護士会

群馬弁護士会訪問では、弁護士会館と法律事務所コスモスを訪れ、それぞれの施設内の見学（法律相談室等）、事前質問への回答（交通事故の賠償金や養育費等のそれぞれの算定基準等）、意見交換などの機会をいただいた。

意見交換では、群馬弁護士会長を始めとして、多くの弁護士の先生方に御出席いただいた。

弁護士会館での意見交換では、弁護士会の予算額、財源、弁護士会役員の報酬の有無、女性弁護士の割合等、カンボジア弁護士会の運営で参考にすると思われる事項についての質問が多かった。また、仮の地位を定める仮処分の具体例、保全の申立て時に必要な疎明の程度等、民事保全の講義を踏まえ、具体的なイメージ作りに資する事項についての質問もあった。

法律事務所コスモスでは、事件記録の保管期間、受理事件数の把握方法、依頼人からの預り金等の保管方法等、弁護士が実際に法律事務所を運営する上で必要となる事項についての質問が多かった。

いずれにしても、研修員からの質問は多岐にわたり、日本の弁護士の活動についての関心が高い様子であった。

(2) 早稲田大学法科大学院

早稲田大学法科大学院訪問では、施設見学（法廷教室、図書館等）、概要説明（法科大学院での授業の進め方等）、意見交換などの機会をいただいた。

意見交換では、多くの法科大学院教授や大学院生、法学部生に御出席いただいた。

意見交換では、授業時間、卒業までに必要なコマ数、定期試験の問題作成の主体や方法、法律用語を知らない初学者の学生向けの教授法、難解法律用語の説明方法、消極的な学生を議論に入らせるための促し方等、日頃、研修員がカンボジアの大学で教える際に悩んでいると思われる事項についての質問が多く

⁴ 研修日程については、別紙2（日程表）を参照されたい。

かった。

また、日本では法律解釈の際、何を基礎にして解釈するのか、条文を変えることなく、法律解釈だけを変えていくことは妥当かという法解釈の本質に踏み込んだ質問もなされた⁵。

2 意見交換（民法・民事訴訟法の普及について）

各機関で実施している又はこれから実施しようと考えている方法について、率直な意見を聞いた。一例を以下に列記するが、各機関がそれぞれに工夫していることが分かる。

(1) 司法省（MOJ）

- ・地方の裁判官、検察官、行政官等向けのセミナーを州別で実施。
→資料として、民法典・民事訴訟法典を配付
- ・一般国民向けにテレビ放送を実施。
→例えば、番組内で、ソティアビ次官が夫婦共有財産について説明

(2) 王立司法学院（RAJP）

- ・民法等について、職員への基礎教育や継続教育を実施。
- ・シェムリアップ地裁では、以下を実施。
→裁判官と検察官の意見交換会
裁判所職員向けに、月1回、法律等の勉強会
国土省等の地方部局や警察官向けに、重要なテーマを取り上げた勉強会

(3) 弁護士会（BAKC）

- ・弁護士養成校を通じた活動を継続。
→地方当局者向けのサマーキャンプと称する教育セミナー
- ・Facebookを通じてケーススタディ等の説明。
- ・弁護士による個別相談
→住宅ローンの借主向けに、抵当権設定等について、銀行窓口で実施

(4) 王立法律経済大学（RULE）

- ・大学では、民法等を共通科目化。
- ・教え方内容も、条文の背景や趣旨の理解、ケーススタディ等を重視。
- ・大学教授が学生に民法（特定のテーマ）を教えるセミナーを随時実施。

⁵ 研修員によると、カンボジアでは、法律解釈の参考書は少ないとのことである。また、日本では、解釈上の問題が生じた際、条文の文言に拘泥せず、条文の趣旨から合理的に解釈して解決することが比較的許容されていると思われるが、これまでの現地セミナー等で本職が受けた印象としては、カンボジアでは条文の文言を非常に重視する傾向にあり、法解釈の在り方が日本とは若干異なるように感じた。

意見交換の中では、研修員からいくつか提言もあった。

例えば、誰でもすぐに見られるように、条文や解釈本等について一元化したWEBサイトが必要である旨の指摘があった。実際には、一部存在しているが、利用しやすさや一元化の程度について改善の余地があるとのことであった⁶。

また、一般国民への普及も大切だが、その際、地方公務員への教育や普及が大切であると思うとの意見があった。その理由として、地方公務員が直接的に国民と接して仕事をしているので、地方公務員が運用を間違えると適切な普及につながらないこと、地方公務員は住民レベルでの現状や問題点をよく把握しているため、一般国民への普及にとって効果的であることなどを挙げた。



研修員同士での記載例の検討風景

3 共同研究（起案の講評）

南先生には、前々回の本邦研修から一貫して起案の講評を御担当いただいており、毎回、実務経験に裏打ちされた的確かつ簡潔なコメントにより、研修員から好評を博している。

⁶ 研修員の中には、カンボジア司法省のホームページは、常に「工事中」となっていて利用できないため、弁護士会のホームページから資料をダウンロードしているとの発言もあった。これに対し、司法省では、資料局という部署が司法省のホームページを担当しているが、人員が1名のため、事実上機能していないとのことであった。

なお、過去の本邦研修や現地セミナーでの資料については、JICAのサイト内にプロジェクト用のホームページ (<http://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/014/materials/index.html>) があり、研修員は、カンボジア語又は英語の資料を自由に入手できるようになっている（随時更新中）。

今回は、起案の講評だけでなく、多くの研修員が難しいと感じている民事保全（特に、仮の地位を定める仮処分）についても、具体的に御説明いただいた。

研修員からは、以下で列記したとおり、数々の質問が出たが、その傾向を分析すると、カンボジアの実務に即した問題点についての質問が多いことが分かる。

- ・申立書の中に「別紙」（求める主文の項目内）と「添付書類」（疎明資料列記の項目内）という言葉が出てくるが、その違いは？

（研修員によると、クメール語訳は、同じ訳語が当てられているとのことであった。）

- ・当事者に陳述書を出させるのはなぜか？

（カンボジアの裁判実務では、当事者の陳述書は証拠価値が低いので、提出を求める事はないとのことであった。）

- ・係争中の土地について、債務者所有であることの疎明資料として、登記簿謄本の代わりに、代理人が登記簿の内容を書き写した報告書で代用できるか？
（カンボジアの登記実務では、プライバシー保護という名の下に、登記簿謄本入手できないことが多いため、その代用として弁護士の報告書を証拠とすることがあるとのことであった。）

- ・申立書では、「債務者は、別紙物件目録記載の不動産について、譲渡並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない。」との決定を求める旨を記載するが、保全の必要性を記載する際、これに併せて、所有権移転のおそれだけでなく、質権や抵当権等が設定されるおそれまで書く必要があるか？

（そこまで書かないと、裁判官に保全の必要性の記載が不十分であると指摘され、却下されるのではないかという不安があるとのことであった。）

- ・「その他一切の処分」というのは、権利の制約として広すぎないか？

- ・錯誤の第三者（民法346条4項）が保護されることと判決効が第三者に及ぶこと（民事訴訟法198条3号）は矛盾しないか？⁷

⁷ 日本と異なるカンボジア独特の問題である。解釈上、民法346条4項の「第三者」は、訴え提起前の第三者を意味しており、民事訴訟法198条3号で当事者恒定効がある以上、訴え提起後の第三者は、善意無過失でも民法346条4項の第三者としては保護されず、判決効を受けることになる。この場合、請求異議の訴え（民法363条）も認められないと解されている。

そのため、例えば、土地売買においては、買主は、登記簿上も記載がない訴訟係属という自己の与り知らない事情により、将来的に土地所有権を失うリスクを負うことになる。これでは、土地取引の安全を阻害しかねないため、いわゆる予告登記制度を導入すべきとの考え方もある。



南先生による講評

第3 おわりに

本研修では、訳語の問題にも注目が集まった。具体的には、「証明と疎明」、「添付と別紙」、「反論と抗弁」について、研修員からは、その違いがよく分からぬので教えてほしいという質問が多く出た。

主たる原因は、日本語からクメール語へ翻訳したときの訳語の問題のようである。当職は、クメール語の専門家ではないので、詳細は割愛するが、通訳人や研修員の意見では、同じような訳語が当てられていたり、訳語から受ける本来的な語感が法律概念としての意味合いと少し齟齬があつたりすることであった。

確かに、カンボジアでは、日本が起草支援した民法・民事訴訟法が運用されてきたが、研修員を始めとするカンボジアの法律家からは、条文の言葉が分かりにくいという声を聞くことがある。

もちろん、これは、起草当時の訳語が間違っているということを意味するものではない（もっとも、限られた時間と人材の中で作り上げたものである以上、民法・民事訴訟法が不磨の大典で、細部に至るまで完璧なものであると言い切るのも難しいであろう）。このような訳語の壁にぶつかるようになったというのは、ある意味で、カンボジアの法律家が民法・民事訴訟法を所与のものとして漫然と運用しているのではなく、自ら考えながら運用していることの証左といえる。

かつて明治時代に、日本が西洋の法律概念を適切な日本語に置き換え又は作り替えながら日本の法文化と融合させてきたように、今後は、カンボジアにおいても、既存の訳語に囚われることなく、改善が進むことを期待したい。



研修員の皆さんと

最後に、御多忙の中、研修員の起案をお読みいただき、分かりやすい講評をしてくださった南先生、快く訪問を引き受けてくださった群馬弁護士会や早稲田大学の皆様、いつもながら素晴らしい通訳とコーディネーター業務で本研修を支えてくださったスワイ・レン氏及び天川芳恵氏、研修時間外も含めていつも研修員を気遣ってくださった長期派遣専門家及び国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者各位に、心から御礼を申し上げたい。ありがとうございました。

以上

第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

	ゾー・ダニ
1	Ms. SO Dany 総務部副部長
	スヴァイ・シサロット
2	Ms. SVAY Sisarouth 総括副監査長
	ホク・チャンソバナラ
3	Mr. HOK Chansovannara 民事局 副局長
	オル・ティリアック
4	Mr. OL Thirak 検察局 副局長
	チャエ・ビバタナ
5	Mr. CHHE Vivathnak カンダール始審裁判所 裁判官
	チュン・チャンセイハー
6	Mr. CHHUN Chanseyha シェムリアップ始審裁判所 裁判官
	ソン・チョボワン
7	Ms. SONG Chorvoin プノンペン始審裁判所 検察官
	ヴァ・サカダ
8	Ms. VA Sakada プノンペン始審裁判所 検察官
	チャオ・ブンフオン
9	Mr. CHAO Bunhuon 弁護士
	イム・ビソット
10	Mr. YIM Visoth 弁護士
	メアス・サブン
11	Mr. MEAS Savin 弁護士
	チェブ・トラ
12	Mr. CHEAV Tola 弁護士
	ボイ・ティダ
13	Ms. BUOY Thida 大学教授
	クム・マネット
14	Ms. KHIM Maneth 大学教授
	ヒン・キムレン
15	Mr. HING Kimleng 大学教授
	ポリー・パンナ
16	Ms. Poly Pagna 大学教授

教官 / Professor 内山 淳(UCHIYAMA Jun), 湯川 優(YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 / Administrative Staff 由井 水帆子(YUI Mihoko)

第7回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

[教官：内山教官、湯川教官 専門官：由井専門官]

月 日	曜 日	10:00 12:30	14:00	17:00	備考
9 ／ 7	月		移動日		
9 ／ 8	火	JICA オリエンテーション TIC	13:30～ 国際協力部 オリエンテーション TIC	講義「民事保全」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	
9 ／ 9	水	講義「民事保全」「要件事実・各論」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	講義「要件事実・各論」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC		
9 ／ 10	木	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 法務総合研究所共用会議室	所長主催意見交換会 写真撮影 法曹会館	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 法務総合研究所共用会議室	
9 ／ 11	金	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC		
9 ／ 12	土				
9 ／ 13	日	移動		移動	
9 ／ 14	月	弁護士会訪問・意見交換 群馬弁護士会	法律事務所訪問 法律事務所コスモス	移動	
9 ／ 15	火	意見交換「民法・民事訴訟法の普及方法について」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	法科大学院訪問・意見交換 早稲田大学大学院法務研究科教授 秋山靖浩 早稲田大学法科大学院		
9 ／ 16	水	共同研究「民事訴訟・保全の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 TIC	共同研究「民事訴訟・保全の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 TIC		
9 ／ 17	木	総括質疑応答 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	評議会・修了式 TIC		
9 ／ 18	金		移動日		

※TIC:JICA東京国際センター